

商品名	ちくしんカードローン シルバーきゃっする
ご利用いただける方	下記の条件をすべて満たされる方。 ■申込時の年齢が満60歳以上69歳以下の方。 ■年金を受給されている方 ※厚生年金（船員年金含む）・国民年金・共済年金・厚生年金基金が対象となります。 ※年金受給予約の方は対象となりません。 ■当金庫の営業地区内にお住まいの方またはお勤めの方。 ■保証会社（信金ギャランティ株式会社）の保証が受けられる方。
お使いみち	■ご自由（但し、事業性資金は除きます。）
お申込みに必要な書類	■通帳・お届け印（新規作成いただけます） ■ご本人様確認資料（運転免許証・写真付住民基本台帳カードなど） ※その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
融資形式	■当座貸越形式（貸越専用口座）
ご契約極度額	■50万円
ご利用限度額	■0円以上50万円以内（10万円単位）
ご契約極度額・ご利用限度額について	■保証会社からの保証可能額の通知がありますので、その金額以内でご利用限度額を10万円単位で設定します。 ■利用限度額を超えてのご利用はできません。 ■契約期間中であっても、利用限度額が増減することがあります。（0円になることもあります。）
ご融資契約期間	■3年間 当座貸越契約締結の日から3年目を経過する日の属する月の返済日までとし以降、原則自動更新となります。 *ただし、70歳の誕生日の属する月の末日を超えて新規貸出はできません。
ご融資金利	■当金庫に年金受給口座をお持ちでない方 年14.6% ■当金庫に年金受給口座をお持ちの方 年12.6%
お利息の計算方法	■毎月約定返済日に約定返済日の前1ヶ月間の貸越利息を貸越残高に組み入れることにより利息の徴求を行います。なお、利息元加の後に定例返済の回収を行います。お利息の計算は、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算出により行います。 ■貸越金のお利息には、保証会社の保証料が含まれます。 ■債務を履行しなかった場合の損害金は、支払うべき金額に対し年18.25%の割合とします。
ご返済方法	■約定返済は毎月の定額返済を条件とし、随時の任意返済も可能です。 (1) 約定返済日は毎月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。 (2) 毎月の返済額は、1万円とし、自動的に「返済用口座」から出金のうえ「当座貸越口座」へ入金します。
保証人・担保	■信金ギャランティ株式会社が保証しますので必要ありません。
手数料	■ご契約時に印紙代200円が必要になります。

商品名	ちくしんカードローン シルバーきゃっする
-----	----------------------

苦情処理措置・ 紛争解決措置	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。(9時～17時) 電話:フリーダイヤル0120-350-452 FAX:0942-33-7193、eメール: chikusin@world.ocn.ne.jp) ■紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記監査法務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または九州北部地区しんきん相談所(9時～17時、電話:092-481-8815)にお申し出ください。
-------------------	--

●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。